

# 広島県公共建築物等木材利用促進方針

## ～ 県産材利用に向けて ～

平成22年12月13日制定

令和2年10月19日改正

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき定められた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省・国土交通省告示第3号。以下「国基本方針」という。）に即して、法第8条第1項の規定に基づき、広島県域内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

### 第1 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 公共建築物等における木材の利用の促進の意義等

##### (1) 木材の利用の促進の意義

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、県産材（県内産丸太を製材加工した木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。加えて、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の使用について、新たな可能性も拡がりつつある。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

##### (2) 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、

木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く県民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、県が、その整備する公共建築物等において、新たな木質部材を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

### (3) 県の役割

県は、自らその整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むとともに、本方針に基づく木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行うものとする。

また、市町との連携を緊密にすることにより、木材の調達に関する県内情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努め、公共建築物を整備する市町等に対して、公共建築物における木材の利用の促進を働きかける。

### (4) 市町の役割

市町は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市町は、積極的にその整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、法第9条に規定する市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町方針」という。）を作成することに努めるものとする。

そして、市町方針を作成した場合には、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行った上で、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。

### (5) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針及び本方針又は市町方針を踏まえ、国又は地方公共団体が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における木材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

例えば、公共建築物を整備する者にあつては、公共建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する公共建築物において積極的に木材を利用する

よう努めるものとする。また、木材製造業者その他の木材の生産又は供給に携わる者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、国又は地方公共団体を含め、相互に連携しつつ、公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した高品質で安価な木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

## 2 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

### (1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、駐在所、公務員宿舍等が含まれる。

### (2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であつて、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

## 3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に4の積極的に木造化（注）を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化（注）を促進する。また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

さらに、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品、公共土木事業資材について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、県は、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携の促進を図りつつ、強度や耐火性等に優れた木材の技術開発や木材を利用した建築工法等に関する技術の普及、公共建築物

の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

#### 4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐるのは、平成12年の建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、2の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、平成26年の建築基準法の改正により、3階建ての学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

さらに、平成28年3月及び4月には、CLTに関する建築基準法に基づく告示(強度、一般的な設計方法等)が公布・施行され、これにより、一般的なCLTパネル工法による建築物に

については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになるとともに、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。これらを踏まえ、同工法の採用や部分的なCLTの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

## 5 広島県産材

県産材とは、合法な手続を経て伐採された県内産の丸太を製材加工した木材とする。

なお、県産材証明の方法には、次のようなものがある。

- (1) 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材
  - (2) 緑の循環認証会議（SGEC）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業体の認証林産物
  - (3) 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を使用していることを納品書等で明記した木材
  - (4) 森林法に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び手法が明らかな木材
- なお、製品を購入する場合にあつては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を使用していることを納品書等で明記した木材

## 第2 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

### 1 木造化

県は、その整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。木造化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。

### 2 内装等の木質化

県は、その整備する公共建築物について、高さ・面積の規模にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。内装等の木質化にあっても、可能な限り県産材を使用するものとする。

### 3 その他の木材利用

県は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業資材についても木製品の利用を促進する。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。この場合も、可能な限り県産材製品を使用するものとする。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、グリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

また、木造化や内装等の木質化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

#### 4 県が補助する公共建築物等

県は、市町等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り1から3に準じて県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

### 第3 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等並びにCLT及び木質耐火部材等の新たな木質部材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明らかな木材の加工体制及び流通体制の整備や合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、県、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

### 第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

#### 1 推進体制

公共建築物等における木材の利用の促進を効果的に図り、全庁的に連携した取組としていくため、農林水産局長を会長として、関係する県各部局等の課長を構成員とする木材利用推進会議を設置する。

木材利用推進会議では、各部局等が整備する公共建築物の木造化等の協議、木造化等検討に必要な情報（県産材利用事例、木材調達情報等）の収集・提供を行う。

#### 2 公共建築物整備計画企画・立案にあたっての留意

公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、県産材利用事例や木材調達情報等を参考にして木造化及び内装等の木質化を検討するとともに、木造化等が困難な場合は、その理由を整理する。

また、木造の建築物の整備の検討にあたっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣

化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

### **3 木造化等計画実績の公表**

県は、毎年整備する公共建築物における本方針に基づく木材の利用促進の実施状況を整理した上で、県ホームページで公表する。